

「知床世界自然遺産」シンボルマークの使用について（案）

1. 基本方針

- (1) 「知床世界自然遺産」シンボルマークの使用については、当面の間（(2)に規定する「使用規程」が策定されるまでの間）は、公共性を有するものに限定し、有料の販売物等や営利を目的としたものには原則使用しない。ただし、新聞、雑誌、書籍への掲載等であって、知床世界自然遺産又はシンボルマークの普及啓発に資するものとして地域連絡会議事務局が承認したものについては、この限りでない。
- (2) 有料の販売物等や営利を目的としたものへのシンボルマークの使用については、平成 21 年度中に、地域連絡会議において「使用規程」を決定する。

2. 公共性を有するものに対する使用

(1) 行政機関による使用

地域連絡会議を構成する行政機関（環境省、林野庁、北海道、斜里町、羅臼町）及びその他の関係行政機関は、知床世界自然遺産に係る次のものについて、積極的にシンボルマークを使用するよう努める。シンボルマークを使用した場合は、当該機関は、その使用状況について地域連絡会議に対し報告することとする。

・パンフレット・ポスター、施設・標識、ホームページ、主催行事、職員の名刺、無料で配布する物品

(2) 関係団体等による使用

地域連絡会議を構成する民間団体及び知床世界遺産に関わる公共性を持つ団体（自然公園財団、知床財団、観光協会等及び官公庁が構成団体として含まれる協議会）には、知床世界自然遺産に係る次のものについて、できるだけシンボルマークを使用するよう要請する。当該団体は、使用にあたっては、あらかじめ地域連絡会議事務局と緊密な連絡調整を行い使用するものとする。地域連絡会議事務局は、その使用状況について地域連絡会議に報告することとする。

・パンフレット・ポスター、施設・標識、ホームページ、主催行事、職員の名刺、無料で配布する物品

(3) その他

公共性があると認められる場合であって、上記に定めがないものへの使用については、地域連絡会議において検討する。

3. 販売物等、営利を目的としたものへの使用

販売物等や営利を目的としたものへの使用については、上記「公共性を有するものに対する使用」の状況も踏まえつつ、遺産地域の環境保全への貢献、遺産地域のアピールという観点からメリット・デメリット等の検討を行った上で、地域連絡会議において、平成 21 年度中に、使用規程を策定する。

(1) 知床世界遺産地域の環境保全への貢献

(例)

- ① 環境保全活動の資金とすることを目的に製造・販売される物品（マーク自体を商品化したステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等）
- ② 環境保全活動を行っている、又は環境保全活動への寄付・協力を拠出した企業・製品への使用

(2) 知床世界遺産地域の普及啓発・PR

(例)

- ① 知床で実施される環境保全に配慮されたツアー・ホテル等
- ② 普及啓発に資する地元生産品